

静岡視覚障害者福祉推進協議会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、静岡視覚障害者福祉推進協議会（略称：静視協）といい、事務所を会長の定めるところに置く。

(目的)

第2条 本会は、視覚障害児・者の社会参加を促進するため、視覚障害児・者の福祉、医療、教育、就労に携わる個人及び団体が連絡協調し、視覚障害児・者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 視覚障害児・者の立場に立った総合的企画事業
- (2) 視覚障害児・者問題についての調査及び研究
- (3) 視覚障害児・者関係団体との連絡調整
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、経済的な後援をする個人及び団体

(会員の任務)

第5条 会員は地区関連の会務を審議処理するとともに、会主催のイベントのサポートをする。

(入会及び退会)

第6条 本会に入会又は退会しようとする者は、所定の手続きにより会長の承認をうける。

第3章 役員

(役員の数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 推進委員 若干名
- (6) 監事 2名

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は総会において選出し、任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を執行処理する。
- (4) 会計は、本会の会計を執行処理する。
- (5) 推進委員は、会務を審議処理する。
- (6) 監事は、会務及び会計を監査する。
- (7) 会長、副会長、事務局長及び会計は、相互に兼務できない。

第4章 運営

(会議)

第10条 本会の運営のために必要な会議として次のものを置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 地区会

(総会)

第11条 総会は、正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2. 総会は、本会の最高決議機関であって、事業計画、予算、決算の承認及びその他の重要事項を審議し決定する。
- 3. 総会は、会長が毎年1回招集する。
- 4. 総会の議事は、出席正会員の過半数で議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 本会の通常業務に関する決定は、会長・副会長・事務局長・会計・推進委員・監事をもって構成する役員会によって行う。但し、会長が必要と認めた場合においては、正会員も出席することがある。なお、軽易な業務については会長が専決し、これを役員会に報告する。

- 2. 役員会は、会長が招集する。

3. 役員会に議長をおき、会長または、会長の指名する者をもって充てる。
4. 役員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(地区会)

第13条 地区会は、必要に応じて開催し、事務局または推進委員がこれを招集する。

第5章 会計

(本会の経費)

第14条 本会の経費は、会費、助成金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第15条 本会の会費は、次の通りとする。

(1) 正会員

個人 年額 1,000 円

団体 年額 3,000 円

(2) 賛助会員

個人 一口 1,000 円以上

団体 一口 5,000 円以上

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

(細則)

第17条 この会則の施行について必要な細則は、役員会において定める。

(会則の変更)

第18条 この会則を変更しようとする時は、役員会において3分の2以上の賛成を得て総会の承認を受けなければならない。

附則 この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成24年6月23日から施行する。

附則 この会則は、平成26年5月10日から施行する。

附則 この会則は、平成28年4月16日から施行する。